

富山県立大学大学院学則（案）

（目的）

第1条 富山県立大学大学院（以下「本大学院」という。）は、専攻分野に関する専門的な学術の理論及び応用を教授研究することにより、深遠な学識と高度な研究能力とを兼ね備えた有為な人材を育成するとともに、学術文化の向上と社会の発展に寄与することを目的とする。

（自己評価等）

第2条 前条の目的を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行う。

3 自己評価に関して必要な事項は、別に定める。

（研究科、専攻及び課程）

第3条 本大学院に次の研究科、専攻及び課程を置く。

研究科	専攻	課程
工学研究科	機械システム工学専攻	博士課程
	知能デザイン工学専攻	博士課程
	情報システム工学専攻	博士課程
	生物工学専攻	博士課程
	環境工学専攻	博士課程

2 博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

（博士前期課程における各専攻の目的）

第3条の2 博士前期課程における各専攻の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

（1） 機械システム工学専攻

学部の環境調和型ものづくりを継承した機械工学に関する教育研究を行い、先端的で高度な機械工学及びその周辺分野の専門知識並びにライフサイクルアセスメント工学に基づく専門領域の学識を有し、創造力を発揮できる人材を養成すること。

（2） 知能デザイン工学専攻

電子工学、機械工学及び情報工学が融合した先端技術を修得するための総合的な教育研究を行い、幅広い視野で革新的な技術開発を行うことができる優れた専門性及び学識を備えた人材を養成すること。

（3） 情報システム工学専攻

技術革新及び情報社会を支える情報通信システムに関する教育研究を行い、幅広い知識及びそれらを総合する能力を有し、創造性に富み社会の変化に柔軟に対応できる人材を養成すること。

（4） 生物工学専攻

先端的なバイオテクノロジー及びその周辺分野の基礎知識を基盤とした教育研究を行い、食品、化学及び医薬品工業に関する専門的な知識及び技術を有する研究開発指向型の人材を養成すること。

（5） 環境工学専攻

水循環工学、資源循環工学、環境政策学、環境デザイン工学その他の幅広い環境関連分野の教育研究を行い、環境問題の解決及び循環型社会の構築のための高度技術並びにマネジメント能力を有する人材を養成すること。

（博士後期課程における各専攻の目的）

第3条の3 博士後期課程における各専攻の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 機械システム工学専攻

環境に配慮した安全で安心な社会の構築を目指した機械工学に関する教育研究を行い、先端的で高度な機械工学及びその周辺分野の専門知識を有し、高度な研究能力及び豊かな学識を備えた人材を養成すること。

(2) 知能デザイン工学専攻

電子工学、機械工学及び情報工学が融合した先端技術領域において独創的な教育研究を行い、現実課題の解決に適応できる高度な研究能力及び豊かな学識を備えた人材を養成すること。

(3) 情報システム工学専攻

技術革新及び情報社会を支える情報通信システムに関する教育研究を行い、問題を発見し解決する能力、自立して研究活動を行うことができる高度な研究能力及び豊かな学識を備えた人材を養成すること。

(4) 生物学専攻

生命現象を分子レベルで解析し、それを応用へ繋げる創造的かつ独創的な教育研究を行い、独自で研究テーマを展開し、遂行することができる高度な研究能力及び豊かな学識を備えた人材を養成すること。

(5) 環境工学専攻

環境問題を解決し持続可能な循環型社会を構築するための技術やマネジメントに関する教育研究を行い、自ら問題を発見しその解決に対応できる高度な研究能力及び豊かな学識を備えた人材を養成すること。

(学生定員)

第4条 学生の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

専攻	課程	入学定員	収容定員
機械システム工学専攻	博士前期課程	17名	34名
	博士後期課程	4名	12名
知能デザイン工学専攻	博士前期課程	17名	34名
	博士後期課程	4名	12名
情報システム工学専攻	博士前期課程	17名	34名
	博士後期課程	4名	12名
生物学専攻	博士前期課程	15名	30名
	博士後期課程	4名	12名
環境工学専攻	博士前期課程	12名	24名
	博士後期課程	2名	6名

(修業年限及び在学期間)

第5条 博士前期課程の標準修業年限は、2年とし、在学期間は、3年を超えることができない。ただし、特別の場合については、別に定める。

2 博士後期課程の標準修業年限は、3年とし、在学期間は、5年を超えることができない。ただし、特別の場合については、別に定める。

(教職員組織)

第6条 本大学院の教職員は、富山県立大学（以下「本学」という。）の専任の教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員をもって充てる。

2 工学研究科（以下「研究科」という。）に工学研究科長（以下「研究科長」という。）を置く。

(工学研究科委員会)

第7条 研究科に、富山県立大学大学院工学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）を置く。

2 研究科委員会は、学長、研究科長及び研究科を担当する本学の専任の教授をもって組織するものとする。

- 3 富山県立大学学則（以下「本学学則」という。）第6条第2項の規定により副学長を置く場合には、当該副学長を研究科委員会の組織に加える。
- 4 前2項に規定する者のほか、必要に応じ、研究科を担当する本学の専任の准教授及び講師を研究科委員会の組織に加えることができる。ただし、人事に関する事項の審議については、これらの者を加えることができない。
- 5 研究科委員会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 大学院学則、工学研究科委員会規程その他大学院関係諸規程の制定改廃に関すること。
 - (2) 専攻、課程、授業に関すること。
 - (3) 試験及び単位認定に関すること。
 - (4) 学生の入学、退学、転学（転専攻を含む。）、留学、休学、除籍、修了その他の身分に関すること。
 - (5) 学生の表彰及び懲戒に関すること。
 - (6) 学生の厚生補導に関すること。
 - (7) 研究科担当教員の人事に関すること。
 - (8) 研究科担当教員の研修に関すること。
 - (9) 学位に関すること（学位論文の審査及び最終試験に関すること。）。)
 - (10) その他学長が必要と認めた重要事項
- 6 研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(入学資格)

第8条 博士前期課程に入学を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第52条に定める大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 学校教育法第67条第2項の規定により他の大学院に入学した者であつて、研究科委員会において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (8) 学校教育法第68条の2第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (9) 大学に3年以上在学し、研究科委員会において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (10) 研究科委員会において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 博士後期課程に入学を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 研究科委員会において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
(他の大学の大学院等における研究指導)

第9条 学長は、教育研究上有益と認めるときは、他の大学の大学院又は研究所等とあらかじめ協議のうえ、本大学院の学生が他の大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることが

できる。ただし、博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(特別研究学生)

第9条の2 他の大学院の学生で、本学の大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき特別研究学生として入学を許可することができる。

ただし、博士前期課程の学生について入学を許可する場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 特別研究学生の授業料、入学料及び入学考査料の額は、富山県立大学条例（平成元年富山県条例第77号）の定めるところによる。

3 その他特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。

(授業科目)

第10条 授業科目及び単位数は、別表のとおりとし、各授業科目の授業時間数、履修方法等は、別に定める。

(他の大学の大学院における授業科目の履修等)

第11条 教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院との協議に基づき、学生に当該大学の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位については、研究科委員会の議を経て、別に学長が定める範囲内で修得の要件となる単位として認めることができる。

3 前2項の規定は、第12条第1項の規定により留学する場合に準用する。

(入学前既修得単位の認定)

第11条の2 学生が、本大学院に入学する前に本大学院の博士前期課程において履修した授業科目について修得した単位（第17条において準用する本学学則第55条の2第2項の規定により科目等履修生として修得した単位を含む。）を、博士前期課程に入学した後の博士前期課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなす単位については研究科委員会の議を経て、10単位を超えない範囲で博士前期課程修了の要件となる単位として認めることができる。

(工学部学生による授業科目の受講)

第11条の3 本学学則第33条の4第1項の規定により本学工学部生が受講できる博士前期課程の授業科目は、研究科委員会の議を経て、研究科長が指定する。

2 前項の規定により指定した授業科目のうち本学工学部生が修得した単位は、博士前期課程に入学した後、4単位を超えない範囲で博士前期課程修了の要件となる単位として認めることができる。

(留学)

第12条 外国の大学の大学院又はこれに相当する教育機関で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第5条に定める修業年限及び在学期間を含めることができる。

(博士前期課程修了の要件)

第13条 博士前期課程を修了するためには、2年以上在学して当該期間中に32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、研究科委員会において、優れた業績を上げた者と認められた場合には、本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の審査及び最終試験は、研究科委員会において審査委員会を設けて行い、その可否は審査委員会の報告に基づいて研究科委員会が決定する。

(博士後期課程修了の要件)

第14条 博士後期課程を修了するためには、3年以上在学して当該期間中に14単位以上を修得し、かつ、

必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、研究科委員会において、優れた研究業績を上げた者と認めた場合には、大学院に3年（博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては2年、前条第1項ただし書の規定により修了した者にあつては当該在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第8条第2項第2号から第4号までに該当する者が、博士後期課程を修了するためには、3年以上在学し、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、研究科委員会において、優れた研究業績を上げた者と認めた場合には、本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

3 博士論文の審査及び最終試験は、研究科委員会において審査委員会を設けて行い、その可否は審査委員会の報告に基づいて研究科委員会が決定する。

（学位の授与）

第15条 学長は、博士前期課程を修了した者には、学位記を交付し、修士（工学）の学位を授与する。

2 学長は、博士後期課程を修了した者には、学位記を交付し、博士（工学）の学位を授与する。

3 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

（学位論文審査料）

第16条 学位論文審査料は、博士の学位申請書を提出するときに納付しなければならない。

（富山県立大学学則の準用）

第17条 富山県立大学学則第3章、第4章（第20条及び第24条第2号を除く。）、第5章（第29条から第32条までに限る。）、第6章（第37条を除く。）、第8章、第10章、第11章及び第12章の規定は、本大学院に準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄の字句に読み替えるものとする。

規 定	読み替えられる字句	読み替える字句
第24条、第26条、第36条第1項、第55条第1項、第55条の2第1項、第57条、第58条第1項、第59条第1項、第62条第1項及び第63条第1項	本学	本大学院
第24条第1号	大学	大学院
第25条、第29条第3項並びに第36条第1項及び第2項	学科	専攻
第25条、第26条、第27条、第36条第2項、第40条及び第63条第1項	教授会	研究科委員会
第26条	他の大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）	他の大学の大学院
第29条第1項及び第3項	工学部長	研究科長
第34条第5項	第4条第2項	富山県立大学大学院学則第5条第1項又は第2項
第35条及び第57条	他大学等	他の大学の大学院
第36条第1項	工学部	研究科
第40条第1号	第4条第2項に規定する在学年限及び第41条	富山県立大学大学院学則第5条第1項又は第2項
第44条第1項	授業料、入学料、入学考査料、特別聴講料、研修料及び県民開放授業受講料（以下「授業料等」という。）	授業料、入学料、入学考査料、特別聴講料、研修料、県民開放授業受講料及び学位論文審査料（以下「授業料等」という。）

第 55 条第 2 項	大学を卒業した者	大学院を修了した者
第 58 条の 2 第 2 項	高等学校若しくは中等教育学校	大学

(委任)

第 18 条 この学則（前条において準用する本学学則第 8 章の規定を除く。）の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この学則の施行の日の前日において、機械システム工学専攻修士課程又は電子情報工学専攻修士課程に在学する学生に対しては、改正前の学則は、なお効力を有する。

附 則

この学則は、平成 9 年 1 月 16 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この学則の施行の日の前日において、生物工学専攻修士課程に在学する学生に対しては、改正前の学則は、なお効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この学則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に機械システム工学専攻博士前期課程に在学した者で施行日以降も引き続き在学するものに係る授業科目については、この学則による改正後の別表の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この学則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に機械システム工学専攻博士前期課程に在学した者で施行日以降も引き続き在学するものに係る授業科目については、この学則による改正後の別表の規定にかかわらず、なお、従前の例による。ただし、「材料プロセス特論」については、この限りでない。

附 則

この学則は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この学則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に機械システム工学専攻博士前期課程及び電子

情報工学科博士前期課程に在学した者で施行日以降も引き続き在学するものに係る授業科目については、この学則による改正後の別表の規定にかかわらず、なお、従前の例による。ただし、「流体力学特論」については、この限りでない。

附 則

この学則は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この学則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在学した者で施行日以降も引き続き在学するものについての改正後の別表の規定の適用については、同表中「材料創製学特論」とあるのは、「材料プロセス特論」とする。

附 則

この学則は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

(施行期日)

1 この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この学則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在学した者で施行日以降も引き続き在学するものに係る授業科目については、この学則による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、同表の原子分子過程の規定については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この学則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在学した者で施行日以降も引き続き在学するものに係る授業科目については、この学則による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、同表の光情報システムの規定については、この限りでない。

附 則

この学則は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この学則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在学した者で施行日以降も引き続き在学するものに係る授業科目については、この学則による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、同表の計算機電波工学、生化学分析特論、植物機能工学特論及び代謝遺伝学特論の規定については、この限りでない。

附 則

この学則は、平成 17 年 12 月 15 日から施行する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第2条 電子情報工学専攻は、この学則による改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、この学則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

2 施行日の前日に在学していた者で施行日以後も引き続き在学するものに係る専攻、授業科目及び博士前期課程の修了の要件については、この学則による改正後の第3条第1項、第13条及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、同表の微生物代謝調節、植物資源利用工学、機能性食品工学及びシステム生物学特論の規定については、この限りでない。

附 則

（施行期日）

第1条 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この学則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在学していた者で施行日以後も引き続き在学するものに係る博士前期課程修了の要件については、この学則による改正後の第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

第1条 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この学則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在学していた者で施行日以降も引き続き在学するものに係る授業科目については、この学則による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、同表の伝熱工学特論及びナノ構造制御デバイスの規定については、この限りでない。

附 則

（施行期日）

第1条 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 富山県立大学大学院学則の一部を改正する学則（平成18年4月1日施行）附則第2条第1項の規定により存続するものとされた電子情報工学専攻の博士前期課程における教育研究上の目的は、次のとおりとする。

電子基礎、情報工学、通信工学及び電子デバイスに関する教育研究を行い、幅広い知識及びそれらを総合する能力を有し、創造性に富み社会の変化に柔軟に対応できる人材を養成すること。

2 この学則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在学していた者で施行日以降も引き続き在学するものに係る授業科目については、この学則による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、同表の環境・エネルギー工学特論、構造強度設計論、基礎転位論、システム最適化特論、生体電磁環境工学、先端材料加工工学及び電波情報計測の規定については、この限りでない。

附 則

（施行期日）

第1条 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この学則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在学していた者で施行日以降も引き続き在学するものに係る授業科目については、この学則による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、同表の生体機械インタフェース、画像処理工学、ユビキタスアプリケーション及び栄養生理学の規定については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

第1条 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この学則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在学した者で施行日以降も引き続き在学するものに係る授業科目については、この学則による改正後の別表の規程にかかわらず、なお従前の例による。ただし、同表の蛋白質科学の規定については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

第1条 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この学則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在学していた者で施行日以降も引き続き在学するものに係る授業科目については、この学則による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、同表の環境微細加工学特論及び構造材料強度学の規定については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

第1条 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この学則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在学していた者で施行日以降も引き続き在学するものに係る授業科目については、この学則による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、同表の計算論的神経科学、システム最適化及びソフトウェア検証の規定については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

第1条 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この学則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在学していた者で施行日以降も引き続き在学するものに係る授業科目については、この学則による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、同表のナノ固体電子論、学習と探索の理論及び有機反応論の規定については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

第1条 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この学則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在学していた者で施行日以降も引き続き在学するものに係る授業科目については、この学則による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、同表の知的学習システムの規定については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

第1条 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

第1条

別表 授業科目

(1) 機械システム工学専攻

課程	部門	授業科目	単位数
博士前期課程	教養	高度実践英語	2
		科学技術論	2
	MOT	技術経営論 I	2
		地域産業論	2
		技術経営論 II	2
		創造性開発研究	2
	エネルギー 機械	数値熱流体力学	2
		実験熱流体力学	2
		数理科学	2
		環境・エネルギー工学特論	2
	エコデザイン	CAD/CAM 特論	2
		信頼性工学特論	2
		LCA 工学特論	2
		自動車工学特論	2
		トライボロジー	2
		構造強度設計論	2
		基礎転位論	2
	エコマテリアル	有機材料強度学	2
		マテリアルエコプロセス論	2
		複合材料工学	2
		環境微細加工工学特論	2
		構造材料強度学	2
	専門基礎	機械エネルギー工学基礎	2
		エコデザイン工学基礎	2
		エコマテリアル工学基礎	2
	演習・研究	機械システム工学特別演習 I	2
		機械システム工学特別演習 II	2
機械システム工学特別研究		8	
博士後課程	演習・研究	機械システム工学特別演習 III	2
		機械システム工学特別研究	12

別表 授業科目

(2) 知能デザイン工学専攻

課程	部門	授業科目	単位数	
博士前期課程	教養	高度実践英語	2	
		科学技術論	2	
	MOT	技術経営論Ⅰ	2	
		地域産業論	2	
		技術経営論Ⅱ	2	
		創造性開発研究	2	
	知能システム工学	ロボットデジタル制御	2	
		ロボット運動制御	2	
		知的学習システム	2	
	知的インタフェース工学	生体電子応用工学	2	
		知能情報工学	2	
		認知情報科学	2	
		聴覚情報処理	2	
		パターン認識システム	2	
		VLSI設計	2	
		生体電磁環境工学	2	
		計算論的神経科学	2	
	マイクロ・ナノシステム工学	光応用計測	2	
		データ解析論	2	
		マイクロマシン論	2	
		先端バイオ計測法	2	
		先端材料加工学	2	
	電子ナノデバイス工学	強誘電体工学	2	
		先端プラズマ工学	2	
		ナノ物質物性論	2	
		ナノ物性評価法	2	
		ナノ構造制御デバイス	2	
		ナノ固体電子論	2	
	演習・研究	知能デザイン工学特別演習Ⅰ	2	
		知能デザイン工学特別演習Ⅱ	2	
		知能デザイン工学特別研究	8	
	博士後課程	演習・研究	知能デザイン工学特別演習Ⅲ	2
			知能デザイン工学特別研究	12

別表 授業科目

(3) 情報システム工学専攻

課程	部門	授業科目	単位数
博士前期課程	教養	高度実践英語	2
		科学技術論	2
	MOT	技術経営論Ⅰ	2
		地域産業論	2
		技術経営論Ⅱ	2
		創造性開発研究	2
	情報メディア工学	大規模情報ネットワーク設計論	2
		アルゴリズム理論	2
		コンピュータネットワーク工学	2
		生体機械インタフェース	2
		学習と探索の理論	2
	通信ネットワーク工学	光通信素子工学	2
		VLSI設計	2
		計算機電波工学	2
		宇宙情報伝送工学	2
		ユビキタスネットワーク工学	2
		ユビキタスデバイス工学	2
		電波情報計測	2
		画像処理工学	2
		ユビキタスアプリケーション	2
	ソフトウェア工学	システム設計開発工学	2
		情報システム論	2
		システム最適化	2
ソフトウェア検証		2	
演習・研究	情報システム工学特別演習Ⅰ	2	
	情報システム工学特別演習Ⅱ	2	
	情報システム工学特別研究	8	
博士後課程	演習・研究	情報システム工学特別演習Ⅲ	2
		情報システム工学特別研究	12

別表 授業科目

(4) 生物工学専攻

課程	部門	授業科目	単位数	
博士前期課程	教養	高度実践英語	2	
		科学技術論	2	
	MOT	技術経営論Ⅰ	2	
		地域産業論	2	
		技術経営論Ⅱ	2	
		創造性開発研究	2	
	工化学 酵 学 学 素	酵素反応機構	2	
		機能蛋白質化学	2	
	セ物 応 スプ 用 学 ロ 生	生体触媒化学	2	
		蛋白質科学	2	
	微生物工学	抗生物質学	2	
	生 物 化 学 有 機	有機合成化学	2	
		生物有機化学	2	
		有機反応論	2	
	学 食 機 品 能 工 性	機能性食品工学	2	
		代謝遺伝学	2	
		栄養生理学	2	
	工 機 植 学 能 物	植物機能工学	2	
		植物資源利用工学	2	
	情 生 応 報 物 用 学 学	バイオインフォマティクス	2	
		システム生物学特論	2	
		先端バイオ計測法	2	
	演習・研究	生物工学特別演習Ⅰ	2	
		生物工学特別演習Ⅱ	2	
		生物工学特別研究	8	
	期 博 課 士 程 後	演習・研究	生物工学特別演習Ⅲ	2
			生物工学特別研究	12

別表 授業科目
 (5) 環境工学専攻

課程	部門	授業科目	単位数
博士前期課程	教養	高度実践英語	2
		科学技術論	2
	M O T	技術経営論Ⅰ	2
		地域産業論	2
		技術経営論Ⅱ	2
		創造性開発研究	2
	水循環工学	環境モデリング	2
		土壌水圏科学	2
		大気物理化学	2
		環境リスク管理工学	2
		環境応用生態学	2
		水資源システム論	2
	資源循環工学 ・環境政策学	大気環境学	2
		廃棄物資源学	2
		物質循環解析学	2
		環境エネルギーシステム学	2
		環境経営学	2
		環境政策学	2
		環境・技術コミュニケーション論	2
		環境技術システム論	2
	環境デザイン 工学	応用土質工学	2
		応用コンクリート工学	2
		環境計画論	2
		流域保全学	2
		土木事業施工論	2
		建設マネジメント論	2
	専攻共通	環境国際技術協力論	2
		インターンシップ	2
	演習・研究	環境工学特別演習Ⅰ	2
		環境工学特別演習Ⅱ	2
環境工学特別研究		8	
期博士 課程後	演習・研究	環境工学特別演習Ⅲ	2
		環境工学特別研究	12

富山県立大学大学院工学研究科委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、富山県立大学大学院学則第7条に規定する工学研究科委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 富山県立大学大学院工学研究科委員会（以下「委員会」という。）は、学長、工学研究科長並びに工学研究科を担当する富山県立大学（以下「本学」という。）の専任の教授、准教授及び講師をもって構成する。ただし、教員の人事に関する事項の審議については、学長、工学研究科長及び工学研究科を担当する本学の専任の教授をもって構成する。

2 富山県立大学学則第6条第2項の規定により副学長を置く場合には、当該副学長を委員会の構成員とし、副学長は、教員の人事に関する事項の審議に加わる。

3 事務局長は、委員会に出席し、発言することができる。ただし、議決に加わることはできない。

4 委員会には、第1項及び第2項の構成員（以下「構成員」という。）のほか、学長が委員会の運営上特に必要と認めて指名する者を出席させることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 大学院学則、工学研究科委員会規程その他大学院関係諸規程の制定改廃に関すること。
- (2) 専攻、課程、授業に関すること。
- (3) 試験及び単位認定に関すること。
- (4) 学生の入学、退学、転学（転専攻を含む。）、留学、休学、除籍、修了その他の身分に関すること。
- (5) 学生の表彰及び懲戒に関すること。
- (6) 学生の厚生補導に関すること。
- (7) 工学研究科担当教員の人事に関すること。
- (8) 工学研究科担当教員の研修に関すること。
- (9) 学位に関すること（学位論文の審査及び最終試験に関すること。）。)
- (10) その他学長が必要と認めた重要事項

(会議)

第4条 委員会は、原則として毎月1回定例の会議を開くものとする。

2 必要があるときは、臨時の会議を開くことができる。

(招集)

第5条 委員会は、学長がこれを招集する。

2 構成員の3分の1以上の者から要求があったときは、学長は、委員会を招集しなければならない。

(議長)

第6条 学長は、委員会の議長となる。

2 学長に事故があるときは、あらかじめ、学長の指名を受けた教授がその職務を代行する。

(開会)

第7条 委員会は、構成員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、第3条第7号及び第9号による会議の場合には、構成員（外国出張、海外研修旅行、内地留学及び休職中の者を除く。）の3分の2以上の出席を必要とする。

(議事)

第8条 議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 第3条第1号のうち大学院学則、工学研究科委員会規程に関する会議の場合には、出席者の3分の2以

上の賛成を得なければならない。

3 第3条第7号による会議の場合には、第1項の規定にかかわらず、表決は無記名投票とし、出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

4 第3条第9号による会議の場合には、出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(専門委員会)

第9条 委員会に専門の事項を調査審議させるため、専門委員会を設けることができる。

(職員の出席等)

第10条 学長は、構成員以外の本学の職員を委員会に出席させて審議事項の説明をさせ、又は事務の処理を命ずることができる。

(会議の非公開)

第11条 委員会の会議は、非公開とする。

(議事録)

第12条 委員会の議事録は、事務職員が作成し、議長及び出席した教授2名がこれを確認のうえ署名し、事務局長が保管する。

第13条 前条の議事録及び会議の審議資料は、公開しない。ただし、審議資料については、委員会の議決により公開することができる。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。